



造林事業請負契約書（案）

- 1事業名向山国有林造林事業（下刈作業外1）請負
- 2履行場所向山国有林112い林小班外4
図面のとおり
- 3事業内容下刈作業 6.16ha
補植作業 6.16ha
- 4事業期間契約締結日の翌日から
令和8年2月27日まで
（ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、作業内訳書のとおり）
- 5作業仕様作業仕様書のとおり
- 6請負金額金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也）
- 7選択条項
別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
（選択されるもの○印、削除されるものは×印）

適用削除の区分	選 択 条 項	
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払 分の 以内	第35条第1項
×	中間前払金	第35条第3項
○	部分払 月1回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

8 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引 渡 予 定 月 日
なし				

9 特約事項

(1) 使用材料は、別紙特約事項内訳書のとおりとし、請負者が購入する。

上記の事業について、発注者 分任支出負担行為担当官 宮崎北部森林管理署長 松永眞弥と請負者〇〇〇〇は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び九州森林管理局長の定める国有林野事業造林事業請負契約約款及び造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙、共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 住 所 宮崎県日向市大字日知屋17371-1
分任支出負担行為担当官
宮崎北部森林管理署長 松永 眞弥 印

請負者 住 所 〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇〇 印

【注】請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

【例】請負者〇〇共同事業体
代表者 〇〇林業株式会社
住 所 〇〇〇〇
代表取締役〇〇〇〇 印
〇〇林業株式会社
住 所 〇〇〇〇
代表取締役〇〇〇〇 印
〇〇林業株式会社
住 所 〇〇〇〇
代表取締役〇〇〇〇 印

記 番 別 作 業 内 訳 書

作業種	林小班	作業区分 (下刈年次)	区域面積 (ha)	控除面積 (ha)	契約面積 (ha)	作業期間		使用材料		獣害防 止ネットの 点検・簡 易補修	備 考
						自	至	品 名	数量 (本)		
下刈	112い	筋刈(8)	0.35		0.35	契約日 の翌日	R8.2.27			○	上椎葉(森)
"	112は	"	0.80		0.80	"	"			○	"
"	250は	筋刈(9)	0.45		0.45	"	"			○	"
"	250に	全刈(9)	0.57		0.57	"	"			○	"
"	250ほ	筋刈(9)	3.99		3.99	"	"			○	"
	小計		6.16		6.16						
補植	112い	普通方形植	0.35		0.35	契約日 の翌日	R8.2.27	スギ(裸苗)	400		上椎葉(森)
"	112は	"	0.80		0.80	"	"	"	800		"
"	250は	"	0.45		0.45	"	"	"	700		"
"	250に	"	0.57		0.57	"	"	"	850		"
"	250ほ	"	3.99		3.99	"	"	"	6,200		"
	小計		6.16		6.16				8,950		
合計	下刈		6.16		6.16						
	補植		6.16		6.16			植付本数	8,950		

- 【留意事項】 1. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。
2. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
3. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。
4. 使用材料がある場合は、使用材料規格内訳書を添付すること。

特約事項内訳書

	林小班	作業種	作業区分	契約面積 (ha)	使用材料			備考
					品目	品質規格	数量(本)	
	112い	植付	普通方形植	0.35	スギ(裸苗)	挿し木苗(2号苗) 根本径 7mm 以上 苗長 40cm以上～70cm未 満 花粉の少ない品種	400	使用材料 については 各品目の品 質規格同等 品及びその 規格品以上 とする。
	112は	植付	普通方形植	0.80			800	
	250は	植付	普通方形植	0.45			700	
	250に	植付	普通方形植	0.57			850	
	250ほ	植付	普通方形植	3.99			6,200	
		計		6.16			8,950	

植付及び補植作業仕様書

1. 苗木の購入及び検収

- （１） 請負者は、発注者の指定する樹種及び規格の苗木を購入し、苗木の輸送日及び仮植地等について監督職員と協議し、仮植地又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- （２） 苗木の検収については、九州森林管理局が別途定める検収要領に基づき検収することとし、検査によって生じた本数不足分及び不合格苗木については、請負者の責任において優良な苗木を確保すること。

2. 苗木の管理

- （１） 検査を受けた苗木が衰弱しないよう、早急に仮植地に仮植し適切に管理すること。
- （２） 仮植地は監督職員と協議し、できるだけ植付現場に近く、水害等の被害のおそれのない平坦地又は緩傾斜地で土壌が深く膨軟な所を選定すること。
- （３） 仮植地は、仮植の前日までに耕耘しておくこと。
- （４） 仮植は、列状に溝を掘り、苗木は束をほどいて１本並べとし、根が曲がらないように土を寄せて根元の両側をよく踏みしめておくこと。
仮植期間が短い場合でも、束のままで仮植しないこと。
- （５） 樹種、品種等により区分して仮植し、数量等を標示しておくこと。
- （６） 仮植中は苗木の衰弱、枯死を防止するため、こも、わら等で直射日光を遮断し必要に応じて灌水するなどの保護処置を行うこと。
また、仮植地周辺には排水溝を設けること。
- （７） 苗木が衰弱し、植付後の活着が危ぶまれる場合は、その処置について直ちに監督職員の指示を受けること。

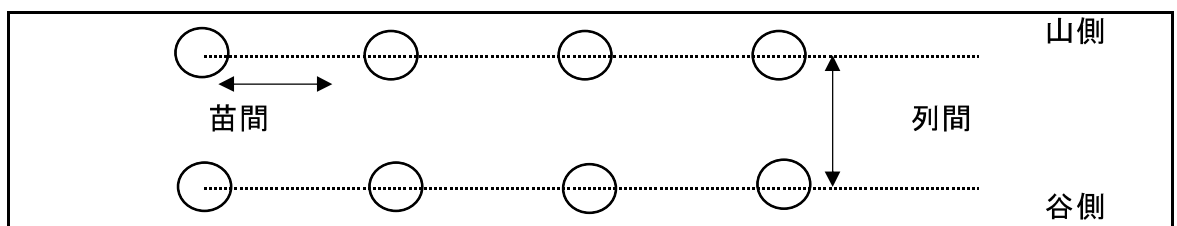
3. 苗木の小運搬

- （１） 仮植地から植付現場まで運搬する苗木は、当日の植付予定本数にとどめ、植え残った苗木は現地に仮植しておくこと。
- （２） 運搬に当たっては、必ず、こも等で梱包し、苗木の乾燥を防止すること。

4. ha当たりの植付本数及び苗木の植付間隔

植付樹種	ha当たりの 植付本数	苗木の植付間隔 (水平距離) m		適用林小班等
		苗間	列間	
スギ	1,140	3.0	3.0	112い
スギ	1,000	3.2	3.2	112は
スギ	1,560	2.4	2.4	250は
スギ	1,490	2.6	2.6	250に
スギ	1,550	2.4	2.4	250ほ

(平面図)



5. 植付要領

(1) 普通植栽

- ア. 植付地点を中心に、50cm四方に落葉等の地被物を取除き、中心に植穴を掘る。
植穴は、直径30cm、深さ25cmを基準とし、傾斜地では山側を切り立てて
- イ. 植穴の底に中高となるよう腐植質の土壌を盛り、その上に苗木の根を四方に広げて置き寄せておいた表層の土壌を植穴の8分程度入れ、苗木を引き上げるようにしながら根元を踏みしめ、更に土壌を加えて踏みしめること。
- ウ. 苗木の根元が周囲よりやや高めになるように土を寄せ、更に落葉等の地被物で根元を被覆しておくこと。

(2) 耕耘植栽

- ア. 植付地点を中心に、80cm四方に落葉等の地被物を取除き、表層の土壌をはぎ取り片脇に寄せ、そのあとをよく耕耘し中心に植穴を掘る。
傾斜地では山側を切り立てて深く掘ること。
植穴は、直径40cm以上、深さ30cm以上とする。
- イ. 植穴の底に中高となるよう腐植質の土壌を盛り、その上に苗木の根を四方に広げて置き寄せておいた表層の土壌を植穴の8分程度入れて、苗木を引き上げるようにしながら根元を踏みしめ、更に下層の土壌を加えて踏みしめること。
- ウ. 苗木の根元が周囲よりやや高めになるように土を寄せ、更に落葉等の地被物で根元を被覆しておくこと。

6. 作業上の留意事項

- (1) 植付ける際は苗木袋等を使用し、特に苗木の根部が乾燥しないように注意すること。
- (2) 植付地点が伐根あるいは岩石等で植付困難な場合は、適宜ずらして調整することとするが、その場合、できるだけ苗間方向で調整を行い、列間方向の調整は避けること。
- (3) 植穴の中の木の根、石礫等は取り除くこと。
- (4) 落葉等の地被物が植穴に混入しないように注意すること。
- (5) 植付後は必ず見回り、不良苗木又は植付不良のものは手直しを行うこと。
- (6) 植付ける苗木は、記番別に受払関係を時系列に記録し使用状況を明らかにしておくこと。

7. 樹種界及び植付除外地の標示

同一記番に複数樹種の植付区域や、あるいは植付除外地がある場合は現地に標示し、不明な場合は監督職員の指示を受けること。

8. 補植作業の留意事項

補植に伴う植付位置等は監督職員の指示に従うこと。

9. 施肥

植付と同時に施肥を行う場合は、植穴に8分程度土を入れたとき、苗木の根元から約15cm離して肥料を施し覆土する。

施肥方法は、現地の傾斜により環状施肥又は半月状施肥とし、施肥器を使用する場合は、点状施肥とする。

施肥量、その他詳細については、監督職員の指示に従うこと。

10. 不良苗木の取扱

作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告し、不良苗木分を請負者の負担により確保すること。

11. 獣害防止ネットを設置する場合

(1) 設置するネット（ポール等の付随品も含む）は、発注者の指定する規格のものを購入し、設置の前に監督職員の検査を受け、記番別に受払関係を時系列に記録し使用状況を明らかにすること。発注者、又は監督職員から提示を求められときは異議なく応諾し、検印を受けること。

(2) 獣害防止ネット設置にあたっては、獣害防止ネット取扱説明書に従い確実に設置すること。

12. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

下刈作業仕様書

1. 作業方法等

（１） 人力又は人力機械併用による下刈

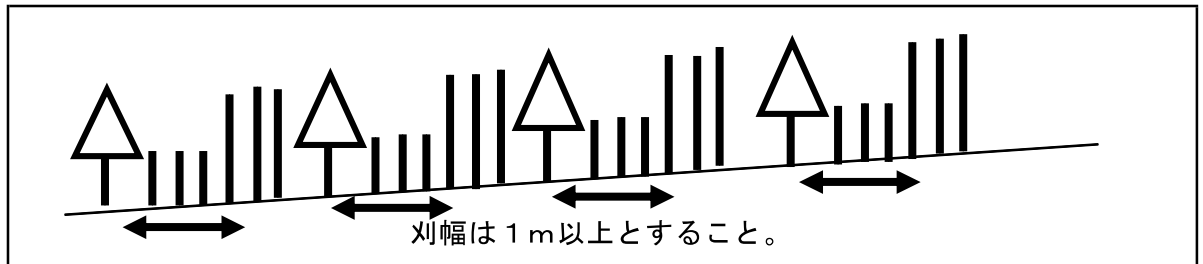
ア. 全刈

全刈は、区域全面を刈払うこと。

イ. 筋刈

筋刈は、現地の状況に応じて等高線刈、又は縦列刈とし、刈幅は1 m以上とすること。

【筋刈方法（一方刈）】



（注）現地の状況により筋刈の方法は変更可能

（２） 除草剤による下刈り

除草剤による作業要領は、除草剤使用仕様書のとおりとする。

2. 作業上の留意事項

- （１） 刈払に当たっては、植栽木を損傷しないように注意すること。
- （２） 刈高は、植栽木の樹高の $1/3$ 以下の高さとするが、植付後1・2年の箇所は出来るだけ低く刈払うこと。
- （３） 刈払った雑草木等を植栽木に刈掛け、又は、覆いかぶせないよう注意すること。
- （４） 造林木に巻きついているつる類は、確実に根元を切断すること。
- （５） 刈払後は必ず見回り、刈払いもれがないようにすること。

3. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

獣害防止ネットの点検・簡易補修仕様書

（作業の定義等）

- 1 下刈作業時において、既に獣害防止ネットを設置している個所を、受注者が「点検」、「簡易補修」を行うことにより効率的・効果的な獣害対策を図ことを目的とし、ネットの損傷具合について、「異常なし」、「簡易補修箇所」、「簡易補修箇所以外」に区分し点検を行う。

（作業要領）

- 2 具体的な報告の内容については、以下のとおりとする。
 - ① 異常がない場合については、事業図（図面含む）を添付し、「異常なし」等の旨を任意様式で監督員に提出する。
 - ② 簡易な補修箇所を発見した場合については、補修を実施するとともに、完成時に補修を行った箇所の事業図（図面含む）と写真（施工前後）を監督員に提出する。
 - ③ 大規模な補修箇所を発見した場合については、事業図（図面含む）に場所を図示するとともに写真を添付し監督員に速やかに報告する。

（簡易補修の具体的内容）

- 3 ネットの「簡易補修」については、以下の作業とする。
 - ① 支柱の転倒箇所の再設置
 - ② 浮いているアンカーの杭打ち
 - ③ トップロープ及びアンダーロープの再緊張
 - ④ 破損しているネットの結束
 - ⑤ アンカーロープの再緊張上記以外の大規模な補修や鉄製の柵については適用しない。

（補修材料）

- 4 補修に必要な材料については発注者から支給する。

（写真管理）

- 5 点検及び簡易補修の状況については、写真管理を行い事業完了時まで提出する。

（事業日報）

- 6 受注者は事業日報の出役人員の欄に、本件に携わった人工数を出役人員数の内書きとし、（ ）で表記し監督員へ提出する

（作業の留意事項）

- 7 点検時（下刈作業）にネットを損傷させた場合には、受注者が補修する。

(別紙 1)

特約事項（造林事業請負）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、買受者は下記の内容について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

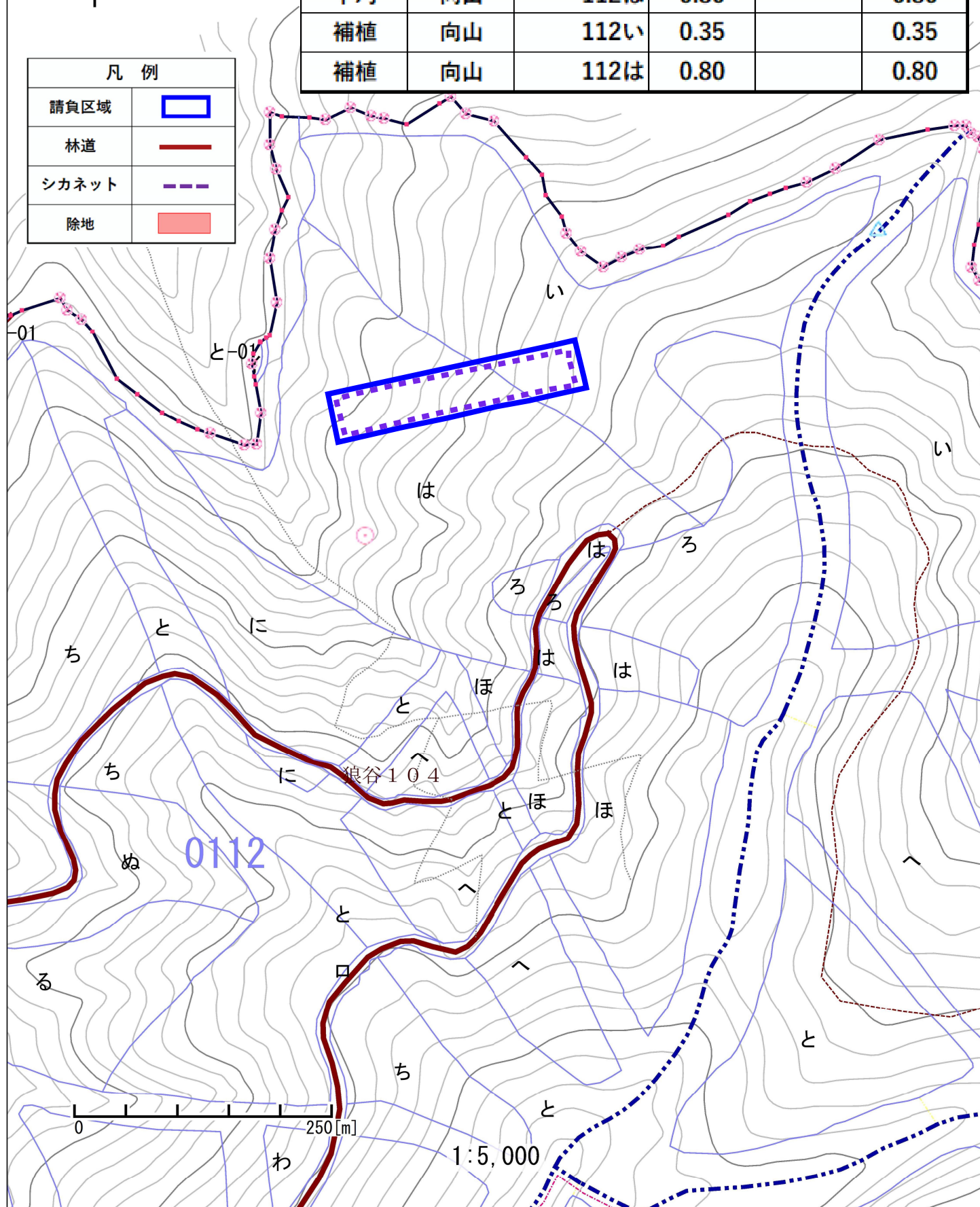
また、都道府県を行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第 20 条により対応する。

令和7年度 造林事業請負箇所実測図兼位置図

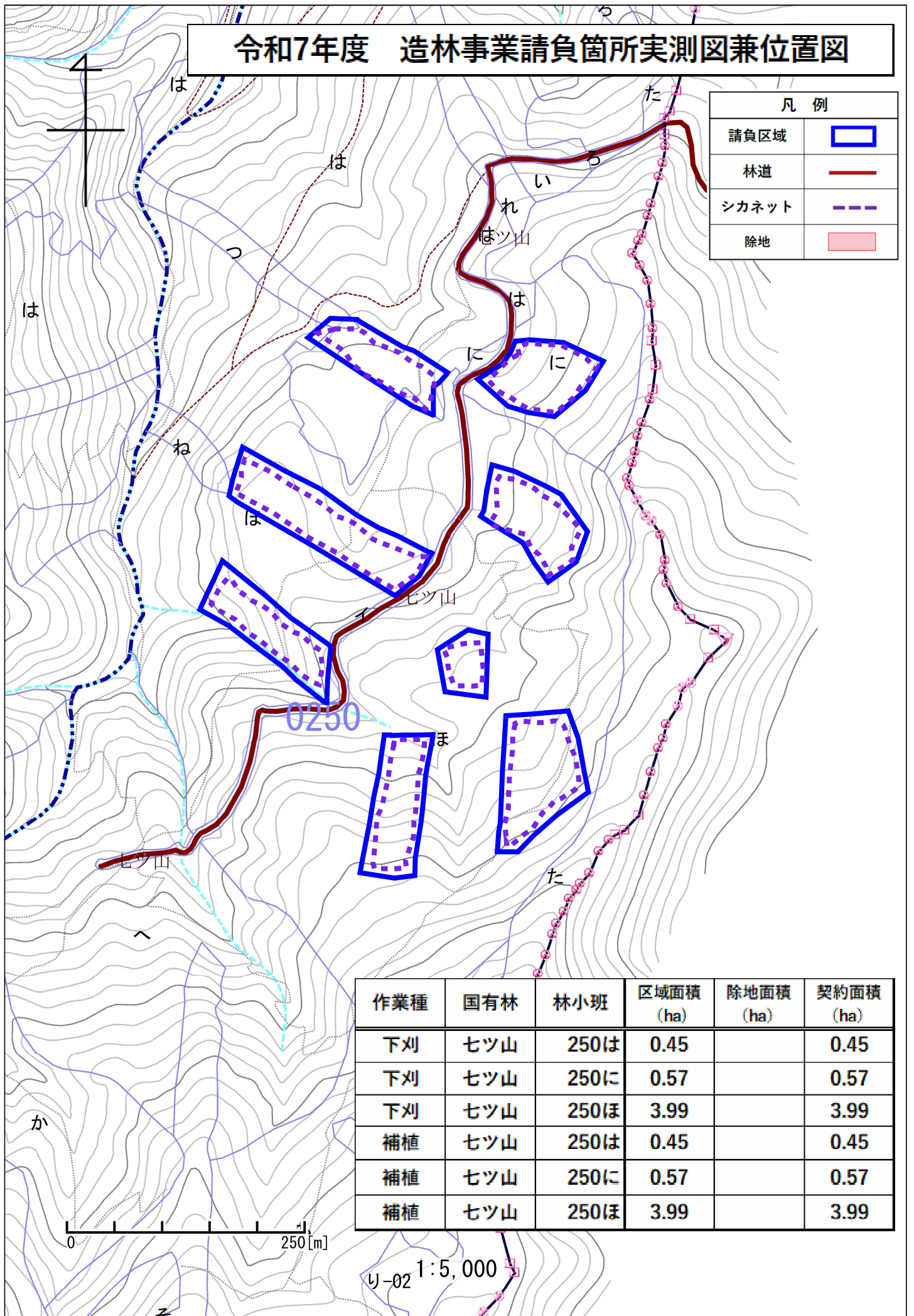
作業種	国有林	林小班	区域面積 (ha)	除地面積 (ha)	契約面積 (ha)
下刈	向山	112い	0.35		0.35
下刈	向山	112は	0.80		0.80
補植	向山	112い	0.35		0.35
補植	向山	112は	0.80		0.80

凡 例	
請負区域	
林道	
シカネット	
除地	



令和7年度 造林事業請負箇所実測図兼位置図

凡 例	
請負区域	
林道	
シカネット	
除地	



作業種	国有林	林小班	区域面積 (ha)	除地面積 (ha)	契約面積 (ha)
下刈	七ツ山	250は	0.45		0.45
下刈	七ツ山	250に	0.57		0.57
下刈	七ツ山	250ほ	3.99		3.99
補植	七ツ山	250は	0.45		0.45
補植	七ツ山	250に	0.57		0.57
補植	七ツ山	250ほ	3.99		3.99

1:5,000